

入札心得書

1. 入札参加者は、公告、本心得書、売買契約書(案)を熟読し、入札に必要な事項等について熟知のうえ入札に参加して下さい。
2. 入札者または代理人は、定刻までに指定する場所に参加し、所定の入札書に鮮明な字体で必要事項等を記入押印し、封入・封印の上、入札者または代理人自ら提出しなければなりません。
3. 入札者は、他人の代理を兼ねることはできません。
4. 代理人が入札に参加しようとする場合は、委任状が必要です。また、代理人は2人以上の代理人となることはできません。
5. 入札参加者は、入札執行に関し町の担当職員の指示に従ってください。
6. 入札参加者は、入札場所の入札開始時刻5分前までに受付をしてください。入札参加受付書を提出のこと。
7. 入札は、所定の様式により行ってください。
8. 入札書の記入は、ペンまたはボールペンで記入してください。また、入札金額を書き損じた場合は、新たな入札書に書き直してください。
9. 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、書換え、引換えまたは撤回することができません。
10. 次に掲げるいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加の資格がない者、条件を承諾しない者の入札
 - (2) 当該入札に係る入札参加申込書を提出していない者の入札
 - (3) 公告等で記載する当該入札に係る必要書類を提出しない者の入札
 - (4) 1人で一度に2通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札
 - (5) 入札書の入札金額を訂正した入札
 - (6) 入札書の入札金額、住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認がしがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が識別しがたい入札
 - (7) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しない者の入札
 - (8) 入札者若しくはその代理人が、他の入札者の代理となり行った入札
 - (9) 入札にあたり他人を脅迫し、その他不正の行為があった者の入札
 - (10) 入札に関し、担当職員の指示に従わなかった者の入札
 - (11) その他示した条件に違反して入札した者の入札

- 1 1. 入札の辞退等により入札参加者が1人の場合は、入札の執行を取りやめることがあります。また、入札前に天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期または中止することがあります。
- 1 2. 入札を延期または中止した場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても町は補償の責めを負いません。
- 1 3. 開札は、入札の場所において入札の終了後直ちに入札参加者を立ち合わせて行います。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、町の指定した職員を立ち合わせて開札します。
- 1 4. 開札の結果、最高価格で入札した者を落札者としします。ただし、落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きにより落札者を決定します。
- 1 5. 落札者は、落札決定の日から速やかに売買契約を締結しなくてはなりません。落札者が、7日以内に売買契約を締結しないときは、その落札の決定は無効となります。
- 1 6. 売買契約金額は、入札書に記載された金額に消費税を加算した金額となります。
ただし、福祉車両（車いす移動車等）のように消費税が非課税となる車両については、入札書に記載された金額が売買契約金額となります。
- 1 7. 落札者は、売買契約代金を町が発行する納入通知書により売買契約締結の日から15日以内に一括して納めなければなりません。売買契約代金を納期限までに完納しないときは、売買契約は無効となります。また、売買契約に要する費用は、落札者の負担となります。
- 1 8. 落札者の都合により、期限までに売買契約の締結や売買代金の納入がされなかった場合は、買い受けを辞退したものとみなし、今後、揖斐川町が実施する同様な入札への参加ができなくなります。
- 1 9. 公告、本心得書、売買契約書(案)に定めのない事項は、すべて地方自治法、同法施行令、揖斐川町公有財産及び債権の管理に関する規則、揖斐川町会計規則、揖斐川町契約規則及びその他関係法令の定めるところによります。